

第二回國會議院 労働委員會議録 第十号

昭和二十三年六月十八日(金曜日)

午前十一時四十五分開議

出席委員

委員長 安平 鹿一君

理事倉石 忠雄君 理事辻井民之助君

理事山下 榮二君 理事川崎 秀二君

理事山下 春江君 尾崎 末吉君

鈴木 正文君 網島 正興君

荒畑 勝三君 菊川 忠雄君

島上善五郎君 前田 種男君

山崎 道子君 山花 秀雄君

高橋 禎一君 河野 金昇君

水野 實郎君 木村 榮君

出席國務大臣

労働大臣 加藤 勘十君

出席政府委員

労働事務官 齋藤 邦吉君

委員外の出席者

専門調査員 大橋 静市君

専門調査員 濱口金一郎君

六月十六日

職業安定法の一部を改正する法律案 (内閣提出)(第一五五号)

同月十七日

御津町の勤務地手当の地域給を乙地域に引上の請願(林大作君紹介)(第一四二四号)

の審査を本委員会に付託された。

六月十五日

全国財務労働組合幹部の懲戒処分取消に関する陳情書(全国財務労働組合早葉地方連合会成田支部所設吉外九十四名)(第五八一号)

第一類第八号

労働委員會議録

第十号 昭和二十三年六月十八日

税務職員の特遇改善に関する陳情書 (全国財務労働組合木更津支部長中村徹二)(第六〇五号)

労働法規改正反対等に関する陳情書 外三件(全佐世保地区労働市民大会外三名)(第六〇九号)

全国財務労働組合幹部の懲戒処分取消に関する陳情書(全国財務労働組合鳥取地方支部長米澤安正)(第六一七号)

労働法規改正反対の陳情書(全国通信従業員組合清水郵便局支部職場大会)(第七一五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一三〇号)

職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一五五号)

[筆記]

○安平委員長 開會を宣告した後、職業安定法の一部を改正する法律案を議題に供する旨を述べ、政府より提案理由の説明を求めた。

○加藤國務大臣 さきに第一回國會において通過し、昨年十二月一日から施行されている職業安定法の重要な規定の一つに労働者供給事業の禁止がある。本規定は労働者供給事業の本質が、封建的身分関係に基づいて、ややもすれば労働の中間搾取を行うものであり、かつ強制労働の弊害を伴いやすいので、労働者の権威と自由とを保障し、労働の民主化を推進する意味から、労働組合が労働大臣の許可をうけ、民主的に労働者供給事業を行う以外は、すべてこれを禁止したものである。

本法施行以後半歳を閲し、その間政府当局においては、各方面の協力を得て、本禁止措置に積極的な施策を講じて来たが、この実施の過程に種々不備な点が生じて来たのである。すなわち、まず第一に、違法な労働者供給事業を行う者から労働者の供給を受けて使用することが禁止されていないこと、第二に行政廳に、違法な労働者供給事業を利用して工場事業場、その他の施設に対して必要な調査をする職権がないこと、があげられる。違法な労働者供給事業を利用している者をそのまま放任しておくことは、労働者供給事業そのものを禁止した職業安定法の精神を没却するものであり、この両罰主義の規定がなければ、労働者供給制度の絶滅は期せられない現状である。さらに労働者供給事業禁止措置の徹底をはかり、矯正の指導をいたすためには、これが実施状況を工場事業場等について、調査することが必要であるが、現在の規定では行政廳は、これを調査する職権を持っていないのである。ここにおいて、違法な労働者供給制度の根絶を期するため、違法な労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用する者を処罰することもできるように、職業安定法の一部を改正したい。

右提案理由の説明を行った後、審議

の上、速やかに可決せられたいと希望し、詳細の説明を齋藤職業安定局長よりいたさせる旨を述べた。

○齋藤(邦)政府委員 第四十四條において、労働者供給事業は禁止されている反面、違法な労働者供給事業を行う者から労働者の供給を受けて、これを使用することに対して、何らの規定がないのは不合理であり、賣ると同時に買うことも禁止したい。

次に、新たに第二項を入れていたことは、第四十四條の取締りを徹底させるため、工場内にレイバー・ボスがいるか、いないか、またレイバー・ボスに使われている労働者がいるかどうか、工場内にはいつて調べる必要があるか、それと同時に、これに必要な字句を一部修正したのである。

なお、本年三月レイバー・ボスの禁止から六月に至る状況は、業者の禁止が七千七百八十八人、これらのボスに使われて、解放された労働者が二十二万八千七百八十八人であつて、未だレイバー・ボスはいらぬと思われ、徹底的に禁止しなければならぬ。との説明を行った。

○安平委員長 審査に入る旨を宣告した後、辻井委員の発言を許可した。

○辻井委員 認められている供給事業の形式を経て、不当な供給の事実、看護婦会等があるが、その事情について説明を求めた。

○加藤國務大臣 看護婦会等で、労働組合として動いているとすれば、未だ労働大臣は認可していないから、違法であると答弁を行った。

○安平委員長 山下(春)委員の発言を許可した。

○山下(春)委員 五万円の供託があれば、続けられると言われているが、その点はつきりしないゆえ、説明された旨を述べた。

○齋藤(邦)政府委員 有料の職業紹介事業、これは特殊事業であつて、行つてもよい。それは労働大臣の許可を必要とする。

また事業がしつかりしている必要があるが、五万円の供託金を必要とする。これはレイバー・ボスとは別個のものであると答弁を行った。

○安井委員長 倉山委員の発言を許可した。

○倉山委員 四十五條について、許可の條件の説明を求めた。

○加藤國務大臣 許可には、次の六つの條件を必要とする。

第一に、労働組合が合法的に設立されていること。

第二に、労働組合が従来の供給業者の影響を受けていないこと。

第三に、労働組合の代表が経歴、人物等適切であること。

第四に、労働組合が民主的な組織機構をもっていること。

第五に、労働組合が器材、施設を総合的に備え、供給事業ができること。

第六に、労働組合の基金、組合費から無料で供給事業ができること。

以上の答弁を行った。

(以下速記)

○安平委員長 ただいま議題となつております職業安定法の一部を改正する法律案については、別に質疑もございませんようですから、討論にはいりません。討論も別に通告もありませんから、ただちに採決いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○安平委員長 御異議ないと認めて、本案を採決いたします。本案について原案の通り可決するに、御賛成の諸君は御起立を願います。

〔総員起立〕

○安平委員長 起立総立、よつて本案は原案通り可決することに決しました。なお報告書作成につきましては委員長に一任していただきたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○安平委員長 それでは異議なしと認めてさよう取計らいます。

○安平委員長 次に労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案については辻井委員より各派共同提案の修正意見が出ておりますが、これについては採決いたします。本修正案に御賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○安平委員長 起立総立。よつて本修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除いた他の部分について可決するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○安平委員長 御異議がなければ本部分は原案通り可決いたしました。

昭和二十三年十月十八日印刷

次に報告書の作成については委員長に一任していただきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○安平委員長 それでは異議なしと認めてさよう取計らいます。本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

〔参照〕

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

労働者の災害補償を迅速公正に、且つ、積極的にを行い、罹災労働者の基本的人権を擁護し、他面事業の経済的負担の分散軽減を図るよう改正しようとするのが、本法律案の目的である。その内容は概ね次の通りである。

(一) 使用者という語義が各條文によつて異り、疑義を醸し、本保険事務処理上支障を來たしているので、事業主と改めること。

(二) 保険給付は、休業七日を超える長期休業に対して、七日分を差引くことなく初日から全部の休業に對し休業補償費を給付すること。

(三) 滞納の語義を明確にし、適用を受ける日から、有期事業では十四日、一般事業では三十日を超えて、保険料を納付しないときは、この法律で言う滞納としたこと。

(四) 審査機関の証拠調は、民事訴訟法を準用することは、本制度の円滑な運営に副わず、労働者の基本的人権の擁護が期せられない虞

昭和二十三年十月十九日発行

があるので、この不合理を改めること。

二、議案の修正議決理由

労資双方の利益を図るため、その内容は概ね適当と認められるが、(一) 保険審査官に職権審査を認めるときは、その権限發動によつて、一般関係者の自由を拘束する結果となり、官廳行政の民主化に逆行する虞があるため、これを廃止する。

(二) 簡易迅速を期するため、証拠調については、民事訴訟法を準用することを廃止する。

等と認め、別紙の通り修正議決した。

昭和二十三年六月十八日

労働委員長 安平 鹿一
衆議院議長 松岡駒吉殿

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十一條に第一項として次の一項を加える。

保険給付を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

第三十六條第一項削除

第三十九條第二項本文を次のように改める。

証拠調については、民事訴訟法の規定を準用し、その費用については、政令の定めるところによる。

職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の要旨及び目的

衆議院事務局

印刷者 印刷局